

## 随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 矢田駅周辺エリア活性化推進業務委託

2 契約の相手方

エリア活性化推進業務共同事業体

3 随意契約理由

本業務にあつては、エリアリノベーションの手法により、エリアの活性化推進業務を実施するという性質上、価格面だけではなく、高度で専門的な知識・経験が求められることから、令和6年度は契約相手方の選考に関して公募型プロポーザル方式を採用している。

令和6年度はエリアの活性化のため、まちづくりの担い手を構成員とする会議体の設立・エリア戦略策定のためのワークショップ・エリアの特徴把握・エリア情報発信を行った。

エリア戦略策定のため、エリアが有する風景・商業・ものづくり等の資源の価値の顕在化を進めるにあたり、市内において高齢化率がとりわけ高く、また地価の停滞が続いている等エリアリノベーションに取り組むにあつての課題が多いことが判明し、そのようなエリア固有の事情も踏まえ、丁寧な議論の積み重ねを得るべく令和7年度も引き続きワークショップを開催し、エリア戦略を策定することとしている。

契約相手方であるエリア活性化推進業務共同事業体（構成企業：株式会社大阪メトロサービス・株式会社サルトコラボレイティヴ）は、他自治体、本市を構成員とする実行委員会等からエリアリノベーションの手法を用いたエリア活性化事業を請け負った実績を有し、本事業の基礎調査段階から実施し、エリア内におけるまちづくりの担い手の発掘や関係性構築のうえ戦略策定のためのワークショップの説明と運営などを行ってきた。ワークショップにあつては、エリア戦略策定に至るまで一連のものであり、且つ前後の内容が継続したものであることから、同一業者以外の者がワークショップを主宰することとなると、ワークショップの継続性が損なわれ、エリア戦略策定に著しい支障が生じるおそれがあるほか、責任の所在も不明確となる。

以上のことにより、既に契約した業務と密接不可分の関係（既に契約した業務と一連となって機能を発揮する関係）にあり、「大阪市随意契約ガイドライン」内の「物品・業務委託」に掲げる理由G4※に該当するため、エリア活性化推進業務共同事業体と特名随意契約を締結する。（契約事務審査会審議日 令和7年1月20日）

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区総務課（電話番号 06-4399-9976）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 広報東住吉「なでしこ」編集等業務委託

2 契約の相手方

株式会社産経新聞制作 大阪センター

3 随意契約理由

本業務では、広報東住吉「なでしこ」を通して市政・区政に関する情報を伝えるとともに、広報紙の関心が低い層へのアプローチを含め、区政への理解や関心を高めるきっかけとなるよう魅力あふれる紙面づくりを行う。その性質上専門性は非常に高く、民間事業者の持つ能力や経験が重要であり、競争入札に適さないため、予算額の範囲内において最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により業者選定を行い、審査の結果、株式会社産経新聞制作を選定した。

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき特名随意契約を締結する。(契約事務審査会審議日 令和6年11月28日)

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区総務課 (電話番号 06-4399-9683)

随意契約理由書

1 案件名称

東住吉区役所所管施設 保守点検・修繕等包括的業務委託 長期継続

2 契約の相手方

株式会社ザイマックス関西

3 随意契約理由

本業務の遂行にあたっては、市設建築物等の建築年数、規模及び設備等の状況を理解し、施設所管担当からの相談に対して適切な実施方法を提案するとともに、自ら点検・修繕を実施するために、高度で専門的な技術力や知識等を要する。また、設計・監理業務を適正に行うことができる知識及び経験を有していることや、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることなど、本業務を公正に行うことができる能力が求められ、それらの性質及び目的が競争入札に適さないものであることから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、評価点が高く、契約相手方として最適であった株式会社ザイマックス関西と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。(令和6年3月14日開催の契約事務審査会で審議済み)

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区総務課 (電話番号 06-4399-9626)

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度広報東住吉「なでしこ」(令和7年4月号及び5月号)全戸配布業務委託  
(概算契約)

2 契約の相手方

読売大阪南販売株式会社

3 随意契約理由

令和7年度広報東住吉「なでしこ」全戸配布業務委託(概算契約)については、契約管財局において、制限付一般競争入札により業者決定を行うべく手続を進めていたが、3月10日に開札の結果、応札者がなく取止め。4月1日の履行開始に向け再度入札手続を行うことが日程的に不可能であり、6月1日を履行開始日として再度入札手続を実施することとしているが、契約相手方が決定するまでの間、随意契約により本業務を履行する相手方を決定する必要がある。契約相手方の選定に当たって今年度業者にヒアリングを行ったが、配布員の体制が確保できず履行不可との回答。他区の同種案件において入札参加した業者8者(当区が下見積を徴取した2者含む)のうち、業務の履行が可能であることが確認、見積の提出があった3者の中で最も安価な金額を提示した業者を契約相手方とする。(令和7年3月22日契約事務審査会(書面審査)にて承認済)

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

東住吉区総務課(電話番号 06-4399-9683)

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度もと東住吉区役所矢田出張所外1か所の用地確定及び不動産登記測量業務

2 契約の相手方

公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会

3 随意契約理由

もと東住吉区役所矢田出張所及び東住吉区役所矢田出張所は、公図等が大きく混乱している用地（敷地）であることから処理に膨大な業務量を要し、調査、境界立会、測量、登記申請、杭入れなど多岐にわたる専門的知識が必要不可欠である。

公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、府下全域の調査士、調査士法人が加入しており、その専門的能力を結合して本業務を迅速・適正に遂行できる体制を整えている。本市をはじめ多くの官公署の大規模発注（業務輻輳）にも対応可能であり、官公署からの嘱託登記を受託できる唯一の公益法人である。

以上のことにより、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特名随意契約を締結する。（令和7年3月17日 契約事務審査会において審議済）

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区総務課（電話番号 06-4399-9626）

随意契約理由書

1 案件名称

東住吉区役所電気工作物保守点検業務他 14 件【包括業務委託】

2 契約の相手方

株式会社ザイマックス関西

3 随意契約理由

本業務の遂行にあたっては、市設建築物等の建築年数、規模及び設備等の状況を理解し、施設所管担当からの相談に対して適切な実施方法を提案するとともに、自ら点検・修繕を実施するために、高度で専門的な技術力や知識等を要する。

また、設計・監理業務を適正に行うことができる知識及び経験を有していることや、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることなど、本業務を公正に行うことができる能力が求められ、それらの性質及び目的が競争入札に適さないものであることから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社ザイマックス関西の評価点が高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社ザイマックス関西と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区総務課（電話番号 06-4399-9626）

随意契約理由書

1 案件名称

東住吉区将来ビジョン策定支援業務委託

2 契約の相手方

株式会社地域未来研究所

3 随意契約理由

本業務は、令和8年4月1日から新たに5年間の計画期間を定める、「将来ビジョン」の策定支援業務である。将来ビジョンの策定にあたり、東住吉区の現状と課題等を踏まえ、めざすべき将来像や取り組みの方向性等について、具体的な検討を行ったうえで将来ビジョンとして取りまとめるとともに、関連する情報の収集・整理、資料作成等の支援を行うことを目的とする。将来ビジョン策定という性質上、価格面だけではなく、高度で専門的な知識・経験が求められる。受注者がもつ幅広い知識と経験、ノウハウ等を活用し、最適な業務計画を定めて確実に実行することで、高い効果が期待できることから、民間事業者から広く企画提案を募集し、株式会社地域未来研究所が選定された。地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、同社と特名随意契約を締結する。(契約事務審査会審議日 令和7年1月20日)

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区総務課（電話番号 06-4399-9976）

## 随意契約理由書

1 案件名称

東住吉区地域福祉サポート事業にかかる業務委託

2 契約の相手方

社会福祉法人大阪市東住吉区社会福祉協議会

3 随意契約理由

本事業は、「大阪市地域福祉基本計画」に基づき取組を実施しており、「東住吉区地域福祉計画」においても区役所が重点的に取り組む事業として位置付けている。

この取組の実施に際しては、区内全域において地域住民の主体的な地域福祉活動と連携・協働を図るなど、区役所と地域との中間支援機能を有するとともに、各地域における福祉課題の把握や地域資源との連携・協働が可能な能力を有し、かつ公益性や公平性・公正性が担保されている必要がある。

地域住民の地域福祉活動の主となる組織である各地域社会福祉協議会は、それぞれの地域における福祉課題の把握や、地域資源との連携・協働を図りながら活動しており、「社会福祉法人 大阪市東住吉区社会福祉協議会」は各地域社会福祉協議会をとりまとめる組織である。

また、「社会福祉法人 大阪市東住吉区社会福祉協議会」は社会福祉法109条に基づき地域福祉の推進を図ることを目的に設立された組織であり、公益性や公平性・公正性が担保され本事業を実施できる唯一の事業者である。

以上のことにより、確実な業務遂行が見込め、業務の円滑な実施を確保する上で有利と認められることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、「社会福祉法人大阪市東住吉区社会福祉協議会」と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区保健福祉課（電話番号 06-4399-9743）

## 随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 東住吉区民間事業者を活用した小学3、4年生対象の課外学習会  
(学習塾なでしこ)にかかる業務委託

2 契約の相手方

株式会社イング

3 随意契約理由

本事業は、小学生を対象に、民間事業者の持つノウハウなどを活用した放課後における課外学習会を実施するものであるが、事業者には高度で専門的な技術力が求められることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、公募型プロポーザル方式により受注者を決定することとしたものであり(令和6年12月20日開催の契約事務審査会において審議済)、令和7年3月6日に開催した選定会議において、最も優れた提案を行った株式会社イングを受注者として選定したことから、株式会社イングを本業務委託の契約相手方とし、特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区保健福祉課(電話番号 06-4399-9923)

随意契約理由書

1 案件名称

東住吉区地域活動活性化促進事業

2 契約の相手方

株式会社KEGキャリア・アカデミー

3 随意契約理由

本業務の実施にあたっては、地域活動協議会の担い手を支援する中で主体的に実施計画案や企画を提案し実行する実績と能力が必要であり、民間事業者によるノウハウを活用することで一層の効果の向上が期待できるため公募型プロポーザル方式により業者選定を行い、審査により株式会社KEGキャリア・アカデミーを選定した。

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、公募型プロポーザル方式を採用した特名随意契約により締結する。(契約事務審査会審議日:令和6年11月5日)

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区区民企画課 (電話番号 06-4399-9743)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立東住吉会館管理運営業務

2 契約の相手方

一般財団法人大阪市コミュニティ協会

3 随意契約理由

大阪市及び一般財団法人大阪市コミュニティ協会は、令和2年12月21日付けで締結した大阪市立東住吉会館管理業務基本協定書に基づき、令和6年度における大阪市立東住吉会館の指定管理運営、業務代行料等について年度協定を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区区民企画課（電話番号 06-4399-9922）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

広報東住吉「なでしこ」（令和7年6月号から9月号まで）全戸配布業務委託  
（概算契約）

### 2 契約の相手方

読売大阪南販売株式会社

### 3 随意契約理由

令和7年度広報東住吉「なでしこ」全戸配布業務委託（概算契約）については、本年3月に執行した入札において応札者がなかったことから、6月1日を履行開始日として再度入札手続を実施することとし、4月号及び5月号に係る業務については、随意契約により契約相手方を決定したところである。

これを受けて6月以降の業務について、契約管財局において制限付事後審査型一般競争入札の手続を進めていたところ、開札の結果、応札者が事後審査により欠格となったため、5月22日に取止めとなった。

6月1日の履行開始に向けて再度入札手続を行うことは日程的に不可能であるため、10月1日を履行開始日として再度入札手続を実施することを予定としているが、契約相手方が決定するまでの間については、随意契約により本業務を履行する相手方を決定する必要がある。

契約相手方の選定に当たって、現に契約履行中の業者にヒアリングを行ったところ、6月以降も本業務の履行体制の確保が可能であることが確認できたため、現に契約履行中の業者に引き続き実施させることで、期間の短縮、経費の節減が確保できる等有利であると認められることから、当該事業者を契約相手方とするものである。

本件は、入札において、落札者が決定しなかった場合において、契約の相手方が決定するまでの必要最小限の期間の業務であり、「大阪市随意契約ガイドライン」内の「物品・業務委託契約」に掲げる理由 G26 に該当するものであることから、読売大阪南販売株式会社と特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

### 5 担当部署

東住吉区総務課（電話番号 06-4399-9683）